

# しょう 障がいのある人もない人も とも まな とも い 共に学び共に生きる いわ て けん じょう れい 岩手県づくり条例

へいせい ねん がつ にち せこう  
〈平成23年7月1日施行〉



この条例は、しょう 障がいのある人としょう 障がいのない人とが互いに  
こじん けんり そんちよう あ こころゆた しゅたいてき せいかつ  
個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活すること  
ちいき めざ せいてい  
ができる地域づくりを目指し、制定されました。

いわ て けん  
岩手県



# しょう ひと ひと とも 障がいのある人もない人も共に

## もく てき 目的 (1条) しょう ひと しょう ひと 障がいのある人と障がいのない人と しゅ たい てき せい かつ とも 主体的に生活することができる (共に)

### きほん りねん 基本理念

- しょう ひと ゆう みずか せんたく ちいき せいかつ ちいきしゃかい こうせい いちいん  
1. 障がいのある人が有する、自らの選択した地域で生活し、地域社会を構成する一員とし
- しょう ひと たい ふり えき とりあつかい かいしょう とりくみ しょう り  
2. 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、障がいについての理

### ふり えき とりあつかい きん し 不利益な取扱いの禁止 (7条)

### ぎゃくたい きん し しょう 虐待の禁止 (8条)

### ふり えき とりあつかい 不利益な取扱い

#### そう だん たい じょ げん どう 相談に対する助言等 (15条)

しょう ひと たい  
障がいのある人に対する  
ふり えき とりあつかい およ ぎゃくたい  
不利益な取扱い及び虐待  
に関する相談に応じ、助  
げん ちようせいどう おこな  
言・調整等を行う。

#### じょう ほう 情報 および意 見 (11条1項)

- ふり えき とりあつかい  
・不利益な取  
扱に関する
- ふり えき とりあつかい  
・不利益な取  
扱に関する

### そう だん 相談

### せき む やくわり 責務・役割

#### けん じん どう やくわり しょう ● 県民等の役割 (6条)

- しょう ひと  
・障がいのある人が、あらゆる分野に参加できるよう支援
- しょう ひと  
・障がいについての理解を深め、不利益な取扱いの解消に  
つと 努める
- けん しちやうそん し ざく きやうりやく  
・県、市町村の施策への協力

りかい はいりよ し えん  
理解、配慮、支援

じょう ほう はっしん  
情報発信

かぞく  
家族

しょう ひと  
障がいのある人  
とくせい せい かつ じょう こんなん  
障がいの特性・生活上の困難について、理解が  
え 得られるよう努める。

#### かん けい だん たい どう し えん ● 関係団体等への支援 (14条)

けん じん どう およ かん けい だん たい  
県民等及び関係団体が  
し じつ づき おこな かつ どう そく しん  
自発的に活動の促進

#### けん ● 県

- しょう ひと  
・障がいの解  
消に
- し ざく  
・施策

#### しよくい ● 職員

- せんもん ち  
・専門知
- しよくいん  
・職員カ

#### そう くれん けい しょう 相互連携 (13条)

# まなとも い いわ て けん じょう れい 学び共に生きる岩手県づくり条例

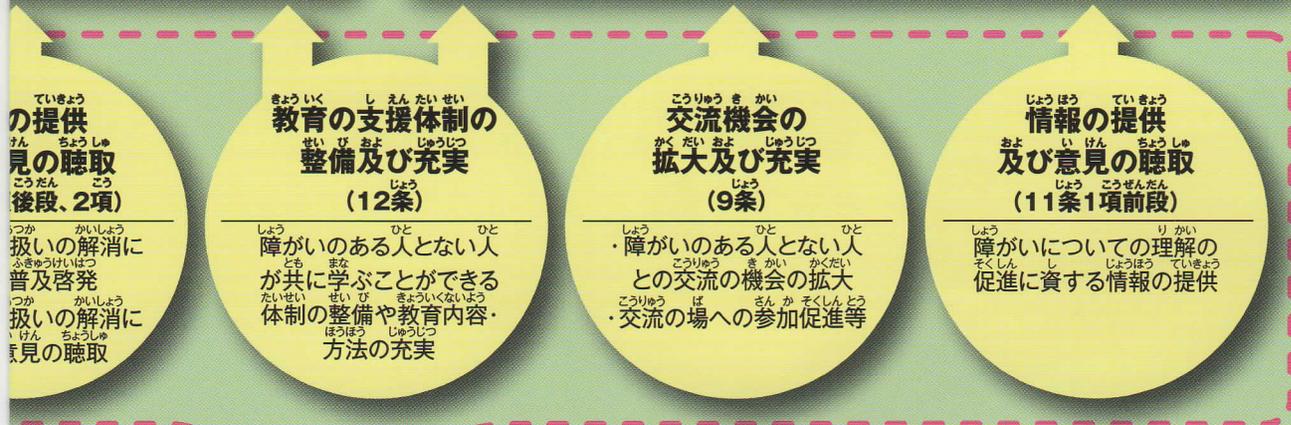


## たが けん り そん ちよう あ ところ ゆた が互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに まなとも い (学び共に生きる) ち いぎ 地域づくり

ぶん や かつどう さん か けんり そんちよう しょう ころ  
てあらゆる分野の活動に参加する権利を尊重すること。(3条1項)  
かい ふか きほん しょう ころ  
理解を深めることを基本とすること。(3条2項)

### かい しょう の解消

### けん みる どう り かい そく しん 県民等の理解の促進



せきむ しょう  
の責務 (4条)  
り かい そく しん しょう  
についての理解の促進、障がいのある人に対する不利益な取扱い  
の策定及び実施

---

ん いくせい しょう  
の育成 (10条)  
しき ゆう しょういん いくせい  
識を有する職員の育成  
障がいについての知識と理解を深める

- ざいせいしょう そち しょう  
●財政上の措置 (16条)
- しざく すいしん ひつよう  
施策を推進するための必要な
- ざいせいしょう そち  
財政上の措置

そう くれんけい  
相互連携  
(13条)

しちようそん やくわり しょう  
●市町村の役割 (5条)  
ち いきとくせい おう しょう  
地域特性に応じた、障がい  
についての理解の促進、  
障がいのある人に対する  
不利益な取扱いの解消に  
関する施策の推進

# 「<sup>ふ り えき</sup>不利益<sup>とり あつか</sup>な取扱い」とは？

<sup>しょう</sup>障がいがあることを理由として<sup>ふり</sup>不利な<sup>くべつ</sup>区別、  
<sup>はいじょ</sup>排除<sup>およ</sup>及び<sup>けんり</sup>権利の<sup>せいげん</sup>制限をすることなどです。

具体的には...

- ・<sup>しょう</sup>障がいを理由に<sup>りゆう</sup>公共施設等<sup>こうきょうしせつ</sup>の利用を断られた
- ・<sup>さべつてき</sup>差別的な<sup>はつげん</sup>発言<sup>う</sup>を受けたなど

このような場合は、<sup>す</sup>お住まいの<sup>しちょうそんしゃかい</sup>市町村社会福祉  
<sup>きょうぎ</sup>協議会<sup>ごそうだん</sup>に御相談ください。

<sup>けん</sup>県では、<sup>しちょうそんしゃかい</sup>市町村社会福祉協議会<sup>きょうぎ</sup>から<sup>れんらく</sup>連絡を受けた  
<sup>そうだん</sup>相談内容<sup>ないよう</sup>に応じて、<sup>おう</sup>関係<sup>かんけい</sup>機関<sup>きかん</sup>や<sup>かんけい</sup>関係団体<sup>だんたい</sup>などと  
<sup>れんけい</sup>連携し、<sup>ふりえき</sup>不利益<sup>とりあつか</sup>な取扱い<sup>かいしやう</sup>の<sup>つと</sup>解消に努めます。



相談先

す し ちょう そん しゃ かい ぶく し きょう ぎ かい  
お住まいの市町村「社会福祉協議会」

条例に関するお問合せ先

いわて けん ほけん ぶく し ぶしょう ほけん ぶく し か  
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 TEL:019-629-5448

FAX:019-629-5454  
E:AD0006@pref.iwate.jp